

お客様各位

株式会社 栃木銀行

投資信託に係る約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび当行では、「つみたてNISA」(非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度)の開始に伴い、平成30年1月1日から投資信託に係る約款を変更させていただきます。

つきましては、変更内容等について下記のとおりご案内いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 投資信託に係る約款の主な変更

(1) 投資信託変更概要

名称	条項	変更内容
「総合取引約款」	14条	個別の投資信託に係る累積投資取引の申込方法 つみたてNISAに関する項目を追加。
とちぎん投資信託自動積立サービス取扱約款	3条	買付銘柄の選定 つみたてNISAに関する項目を追加。
	7条	買付時期および買付価額、払込金 つみたてNISAに関する項目を追加。
「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」	—	約款の名称 つみたてNISAの兼用とし、名称を変更。
	1条	約款の趣旨 つみたてNISAに関する項目を追加。
	2条	非課税口座開設届出書等の提出 基準日住所の確認資料に係る記載を削除。 つみたてNISAに関する項目を追加。
	3条	非課税管理勘定または累積投資勘定における手続 つみたてNISAに関する項目を追加。
	4条	非課税管理勘定の設定 つみたてNISAに関する項目を追加。
	4条の2	累積投資勘定の設定 つみたてNISAの非課税投資枠の設定に関する条文を新設。
	5条	金融商品取引業者等変更届出書の提出および非課税管理勘定または累積投資勘定の廃止 つみたてNISAに関する項目を追加。
	6条	非課税口座廃止届出書の提出 平成26年12月末以前に非課税口座を廃止した場合の手続に関する内容を削除。 つみたてNISAに関する項目を追加。
	7条	非課税管理勘定終了時の取扱い 非課税投資枠への移管と課税口座への移管の内容を明記。
	7条の2	累積投資勘定終了時の取扱い つみたてNISAの非課税投資枠の終了時に関する条文を新設。
	8条	非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲 非課税投資期間終了時に翌年の非課税投資枠へ移管する場合の内容を追加。
	8条の2	累積投資勘定に受入れる上場株式等の範囲 つみたてNISAの非課税投資枠に受け入れる上場株式等に関する条文を新設。
	9条	譲渡の方法 つみたてNISAに関する項目を追加。
	9条の2	累積投資勘定を設定した場合の所在地確認 つみたてNISAの非課税投資枠を設定後、一定期間経過後の所在地確認に関する条文を新設。
9条の3	非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き NISAとつみたてNISAの非課税投資枠の変更に関する条文を新設。	
10条	非課税口座の株式投資信託に係る配当所得および譲渡所得等の非課税等 つみたてNISAに関する項目を追加。	
11条	非課税口座での取引である旨の申出 つみたてNISAに関する項目を追加。	
12条	非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知 非課税投資枠からの払出し時の通知方法等を追加。	

※変更後の詳細は「投資信託取引約款集」をご参照いただきますようお願いいたします。

(2) 変更実施日

平成30年1月1日から約款を変更させていただきます。

2. お問い合わせ先

ご不明な点等ございましたら、お取引店または下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

担当部署 : 栃木銀行 金融サービス部

フリーダイヤル : 0120-630-521

受付時間 : 平日（月曜日から金曜日）9:00～17:00（ただし、銀行の休業日は除きます。）

以上